

令和八年二月

令和八年二月文京区議会定例議會議案

文

京

区



目 次

議案第七十一号	文京区役所組織条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第七十二号	文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第七十三号	文京区公告式条例等の一部を改正する条例	9 頁
議案第七十四号	文京区行政手続条例の一部を改正する条例	13 頁
議案第七十五号	文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例	17 頁
議案第七十六号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例	19 頁
議案第七十七号	文京区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	21 頁
議案第七十八号	文京区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	61 頁
議案第七十九号	文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す る条例	81 頁
議案第八十号	文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する條 例の一部を改正する条例	83 頁
議案第八十一号	文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例	85 頁
議案第八十二号	文京区こどもの権利に関する条例	87 頁
議案第八十三号	文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	107 頁
議案第八十四号	文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正 する条例	109 頁

議案第八十五号 文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例  
議案第八十六号 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第八十七号 文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例  
議案第八十八号 文京区立学校設置条例の一部を改正する条例  
議案第八十九号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第九十号 建物の取得について  
議案第九十一号 軽量ラック外百十点の買入れについて  
議案第九十二号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約  
議案第九十三号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約  
議案第九十四号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約  
議案第九十五号 文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約

議案第七十一号

文京区役所組織条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区役所組織条例の一部を改正する条例

文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）の一部を次のように改正する。  
第一条の表中「子ども家庭部」を「こども未来部」に改める。

第二条の表中「子ども家庭部」を「こども未来部」に改め、同表子ども家庭部の項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。  
一 こども及び若者の支援に関すること。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

行政組織を再編するため、本案を提出いたします。



議案第七十一号

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区  
条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「第一条関係」を「第二条、第五条関係」に、「二五五、六〇〇円」を「二六五、三〇〇円」に、「二  
三五、八〇〇円」を「二四四、七〇〇円」に、「二九五、四〇〇円」を「三〇六、六〇〇円」に、「五、〇〇〇  
円」を「五、一〇〇円」に、「一四七、六〇〇円」を「一五三、二〇〇円」に改める。

付則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

報酬の額を改定するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第七十三号

文京区公告式条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区公告式条例等の一部を改正する条例

(文京区公告式条例の一部改正)

第一条 文京区公告式条例（昭和二十六年十二月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「基く、」を「基づく」に改める。

第二条第二項中「公布は、」の下に「区のウェブサイトに掲載し、又は」を加える。

第三条から第五条までを次のように改める。

(規則の公布)

第三条 区長の定める規則を公布しようとするとときは、公布の旨の前文、年月日及び区長名を記入しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規則について準用する。

(規程に関する準用)

第四条 第二条第二項及び前条第一項の規定は、区長の定める規程（同項の規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第五条 第二条第二項及び第三条第一項の規定は、区の機関（区長を除く。以下同じ。）の定める規則及び規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「区長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

第六条中「規則又は区」を「区長又は区」に、「若しくは規程」を「又は規程で公表を要するもの」に改める。

（文京区財政状況の公表に関する条例の一部改正）

第二条 文京区財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第四条中「区役所の門前掲示場の掲示」を「区のウェブサイトに掲載し、又は文京区役所門前掲示場に掲示すること」に、「行なう」を「行う」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第三条 職員の退職手当に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「内容を」の下に「当該退職手当管理機関に係るウェブサイトに掲載し、又は」を加え、「等」を削り、「掲示した」を「掲載又は掲示をした」に改める。

（文京区立公園条例の一部改正）

第四条 文京区立公園条例（昭和五十五年四月文京区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第一項第一号中「十四日間、」の下に「区のウェブサイトに掲載し、又は」を加え、同項第二号中「掲示」を「掲載又は掲示」に改める。

（文京区立本郷給水所公苑条例の一部改正）

第五条 文京区立本郷給水所公苑条例（昭和五十二年四月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項第一号中「十四日間、」の下に「区のウェブサイトに掲載し、又は」を加え、同項第二号中「掲示」を「掲載又は掲示」に改める。

#### 付 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

##### （経過措置）

2 次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後にする通知又は公示について適用し、同日前にした通知又は公示については、なお従前の例による。

- 一 第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十六条第三項
- 二 第四条の規定による改正後の文京区立公園条例第二十三条の三第一項
- 三 第五条の規定による改正後の文京区立本郷給水所公苑条例第十二条の三第一項

#### （説 明）

条例等の公布の方法等を見直すほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第七十四号

文京区行政手続条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区行政手続条例の一部を改正する条例

文京区行政手続条例（平成八年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号、第四条、第十三条第一項各号列記以外の部分及び第一号イ並びに同条第二項第五号並びに第十四条第一項及び第二項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の二項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその

者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二条第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から一週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十八条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の文京区行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

#### （説 明）

行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部改正に伴い、聴聞等の通知の方式を見直すほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第七十五号

文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例

文京区男女平等センター条例（平成十四年三月文京区条例第一号）の一部を次のように改正する。  
別表一の部研修室Aの項中「五、九〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「一九、三〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同部和室1の項及び和室2の項中「一、二〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同部会議室の項中「一、二〇〇円」を「八〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同部保育室の項中「一、二〇〇円」を「七〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「二、七〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行し、この条例による改正後の文京区男女平等センター条例別表の規定は、令和八年六月一日以後の使用分から適用する。

(説明)

男女平等センターの改修に伴い、使用料を改定するため、本案を提出いたします。

議案第七十六号

文京区職員定数条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤

廣修

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

一 区長の事務部局の職員	一、七八四人
二 議会の事務部局の職員	一三人
三 教育委員会の事務部局の職員	二三四人
四 教育委員会の所管に属する学校及び幼稚園型認定こども園の職員	一七一人
五 選挙管理委員会の事務部局の職員	八人
六 監査委員の事務部局の職員	七人
合 計	一、二一七人

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(説明)

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議案第七十七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「四号給」の下に「（行政職給料表）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が六級であるものにあつては、零号給）」を加える。

第二十条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一（第5条関係）

## 行政職給料表

## ア 行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300	
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400	
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500	
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600	
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500	
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400	
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200	
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000	
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600	
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100	
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400	
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	436,700	
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	438,100	
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	439,300	
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	440,300	
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	441,400	
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	442,500	
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	443,500	
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	444,400	

29	232,000	281,500	320,000	349,300	445,200	
30	232,900	283,600	321,900	351,400	446,000	
31	233,600	285,700	323,700	353,500	446,800	
32	234,300	287,800	325,500	355,500	447,600	
33	235,000	290,000	327,300	357,500	448,300	
34	235,800	291,400	329,100	359,500	449,000	
35	236,600	292,800	330,800	361,500	449,800	
36	237,500	294,200	332,500	363,500	450,500	
37	238,400	295,700	334,200	365,500	451,100	
38	239,300	297,100	336,000	367,500	451,800	
39	240,300	298,500	337,700	369,500	452,400	
40	241,200	299,900	339,400	371,400	453,000	
41	242,300	301,200	341,100	373,300	453,500	
42	243,400	302,500	342,800	375,200	454,000	
43	244,600	303,800	344,500	377,100	454,500	
44	245,800	305,100	346,200	378,900	455,100	
45	247,100	306,400	347,800	380,700	455,700	
46	248,200	307,600	349,400	382,500	456,300	
47	249,300	308,900	351,000	384,300	456,900	
48	250,500	310,100	352,700	386,100	457,300	
49	251,800	311,400	354,400	387,900	457,800	
50	252,900	312,700	356,000	389,700	458,300	
51	254,000	313,900	357,600	391,600	458,800	
52	255,200	315,100	359,200	393,300	459,300	
53	256,400	316,300	360,900	395,000	459,800	
54	257,500	317,500	362,500	396,700	460,300	
55	258,600	318,700	364,200	398,400	460,700	
56	259,800	319,900	365,800	399,900	461,200	
57	261,000	321,100	367,300	401,400	461,700	
58	262,100	322,300	368,900	402,900	462,200	
59	263,200	323,400	370,400	404,400	462,700	
60	264,300	324,600	371,900	405,900	463,200	
61	265,400	325,800	373,500	407,300	463,600	
62	266,500	327,000	375,100	408,600	464,100	
63	267,600	328,200	376,600	409,900	464,600	
64	268,700	329,400	378,100	411,100	465,100	

定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	65	269,800	330,500	379,600	412,200	465,600	
	66	270,900	331,700	381,100	413,200	466,100	
	67	272,000	332,900	382,600	414,200	466,600	
	68	273,100	334,100	384,000	415,200	467,100	
	69	274,200	335,200	385,400	416,200	467,600	
	70	275,300	336,400	386,700	417,000	468,100	
	71	276,400	337,600	388,000	417,900	468,600	
	72	277,500	338,700	389,200	418,700	469,100	
	73	278,600	339,900	390,300	419,500	469,600	
	74	279,700	341,000	391,300	420,200	470,100	
	75	280,800	342,100	392,300	420,900	470,600	
	76	281,900	343,100	393,200	421,600	471,100	
	77	283,000	344,100	394,200	422,300	471,600	
	78	284,100	345,100	395,100	422,900		
	79	285,200	346,000	396,000	423,600		
	80	286,300	346,900	396,700	424,200		
	81	287,300	347,600	397,500	424,800		
	82	288,400	348,400	398,300	425,300		
	83	289,500	349,100	399,000	425,800		
	84	290,500	349,800	399,600	426,300		
	85	291,600	350,300	400,300	426,800		
	86	292,700	350,900	400,900	427,200		
	87	293,800	351,500	401,500	427,700		
	88	294,800	352,000	402,000	428,200		
	89	295,900	352,600	402,500	428,600		
	90	297,000	353,200	403,000	429,100		
	91	298,000	353,800	403,500	429,600		
	92	299,100	354,300	404,000	430,000		
	93	300,200	354,800	404,500	430,400		
	94	301,300	355,300	405,000	430,900		
	95	302,400	355,800	405,500	431,400		
	96	303,400	356,300	406,000	431,800		
	97	304,400	356,800	406,400	432,200		
	98	305,500	357,200	406,800	432,600		
	99	306,600	357,700	407,300	433,000		
	100	307,700	358,200	407,800	433,400		

101	308,600	358,700	408,300	433,800		
102	309,600	359,100	408,800	434,200		
103	310,600	359,600	409,300	434,600		
104	311,500	360,100	409,700	435,000		
105	312,400	360,600	410,100	435,400		
106	313,300	361,000	410,500	435,800		
107	314,200	361,400	410,900	436,200		
108	315,100	361,800	411,300	436,600		
109	315,900	362,200	411,700	437,000		
110	316,700	362,600	412,100	437,400		
111	317,400	363,000	412,500	437,800		
112	318,100	363,400	412,900	438,200		
113	318,700	363,800	413,300	438,600		
114	319,400	364,200	413,700	439,000		
115	320,000	364,600	414,100	439,400		
116	320,600	365,000	414,500	439,800		
117	321,100	365,400	414,900	440,200		
118	321,600	365,800	415,300	440,600		
119	322,000	366,200	415,700	441,000		
120	322,400	366,600	416,100	441,400		
121	322,700	367,000	416,500	441,800		
122	323,100		416,900	442,200		
123	323,500		417,300	442,600		
124	323,900		417,700	443,000		
125	324,300		418,100	443,400		
126	324,600		418,500	443,800		
127	325,000		418,900	444,200		
128	325,400		419,300	444,600		
129	325,800		419,700	445,000		
130	326,200		420,100			
131	326,600		420,500			
132	327,000		420,900			
133	327,300		421,300			
134	327,700					
135	328,000					
136	328,300					

137	328,600						
138	328,900						
139	329,200						
140	329,500						
141	329,800						
142	330,100						
143	330,400						
144	330,700						
145	331,000						
146	331,300						
147	331,600						
148	331,900						
149	332,200						
定年前再任用短時間勤務職員		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

イ 行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	181,100	242,900	278,000	310,100
	2	182,000	245,000	280,200	312,500
	3	182,900	247,100	282,400	314,900
	4	183,800	249,200	284,700	317,300
	5	184,700	251,400	287,000	319,600
	6	185,600	253,100	288,800	321,900
	7	186,500	254,800	290,600	324,000
	8	187,400	256,500	292,400	326,100
	9	188,300	258,000	294,200	328,200
	10	189,200	259,500	295,800	330,300
	11	190,100	260,800	297,400	332,400
	12	191,000	262,100	299,000	334,500
	13	191,900	263,400	300,600	336,400
	14	192,800	264,700	302,100	338,300
	15	193,700	266,000	303,600	340,200
	16	194,600	267,300	305,000	342,100
	17	195,500	268,600	306,400	344,000
	18	196,400	269,900	307,800	345,900
	19	197,300	271,200	309,200	347,600
	20	198,200	272,400	310,500	349,300
	21	199,300	273,600	311,800	351,000
	22	200,400	274,800	313,100	352,700
	23	201,500	276,000	314,400	354,400
	24	202,600	277,200	315,600	356,100
	25	203,700	278,400	316,800	357,600
	26	204,800	279,600	318,000	359,100
	27	205,900	280,800	319,200	360,600
	28	207,000	282,000	320,400	362,100
	29	208,100	283,100	321,600	363,600
	30	209,200	284,200	322,700	365,100
	31	210,300	285,300	323,800	366,600
	32	211,400	286,400	324,900	368,100
	33	212,500	287,500	325,900	369,600
	34	213,600	288,600	326,900	371,100
	35	214,700	289,700	327,900	372,600
	36	215,800	290,800	328,900	374,100

37	216, 900	291, 900	329, 900	375, 600
38	218, 000	293, 000	330, 900	376, 900
39	219, 100	294, 000	331, 900	378, 200
40	220, 200	295, 000	332, 800	379, 500
41	221, 300	296, 000	333, 700	380, 800
42	222, 400	297, 000	334, 600	382, 100
43	223, 500	298, 000	335, 500	383, 400
44	224, 600	299, 000	336, 300	384, 700
45	225, 700	300, 000	337, 100	386, 000
46	226, 800	301, 000	337, 900	387, 100
47	227, 900	302, 000	338, 700	388, 200
48	229, 000	303, 000	339, 500	389, 300
49	230, 100	303, 900	340, 300	390, 300
50	231, 200	304, 800	341, 100	391, 300
51	232, 300	305, 700	341, 900	392, 300
52	233, 400	306, 600	342, 700	393, 300
53	234, 400	307, 500	343, 400	394, 300
54	235, 400	308, 400	344, 100	395, 300
55	236, 400	309, 300	344, 800	396, 300
56	237, 400	310, 200	345, 500	397, 300
57	238, 400	311, 100	346, 200	398, 300
58	239, 400	312, 000	346, 900	399, 100
59	240, 400	312, 700	347, 500	399, 900
60	241, 400	313, 400	348, 100	400, 700
61	242, 400	314, 100	348, 700	401, 500
62	243, 400	314, 800	349, 300	402, 300
63	244, 400	315, 500	349, 900	403, 100
64	245, 400	316, 100	350, 500	403, 900
65	246, 400	316, 700	351, 100	404, 500
66	247, 400	317, 300	351, 700	405, 100
67	248, 400	317, 900	352, 300	405, 700
68	249, 400	318, 500	352, 900	406, 300
69	250, 400	319, 000	353, 500	406, 900
70	251, 400	319, 500	354, 100	407, 500
71	252, 400	320, 000	354, 700	408, 100
72	253, 400	320, 500	355, 200	408, 700
73	254, 400	321, 000	355, 700	409, 100
74	255, 400	321, 500	356, 200	409, 400
75	256, 400	322, 000	356, 700	409, 700
76	257, 400	322, 500	357, 200	410, 000

定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	77	258,400	323,000	357,700	410,300
	78	259,400	323,500	358,200	410,600
	79	260,400	324,000	358,700	410,900
	80	261,400	324,500	359,200	411,200
	81	262,400	325,000	359,700	411,500
	82	263,400	325,500	360,200	411,800
	83	264,400	325,900	360,700	412,100
	84	265,400	326,300	361,200	412,400
	85	266,400	326,700	361,700	412,700
	86	267,400	327,100	362,100	413,000
	87	268,400	327,500	362,500	413,300
	88	269,400	327,900	362,900	413,600
	89	270,400	328,300	363,300	413,900
	90	271,400	328,700	363,700	414,200
	91	272,400	329,100	364,100	414,500
	92	273,400	329,500	364,500	414,800
	93	274,400	329,900	364,900	415,100
	94	275,400	330,300	365,300	415,400
	95	276,400	330,700	365,700	
	96	277,400	331,000	366,000	
	97	278,400	331,300	366,300	
	98	279,400	331,600	366,600	
	99	280,400	331,900	366,900	
	100	281,400	332,200	367,200	
	101	282,400	332,500	367,500	
	102	283,400	332,800	367,800	
	103	284,400	333,100	368,100	
	104	285,400	333,400	368,400	
	105	286,400	333,700	368,700	
	106	287,400	334,000	369,000	
	107	288,400	334,300	369,300	
	108	289,300	334,600	369,600	
	109	290,200	334,900	369,900	
	110	291,100	335,100	370,200	
	111	292,000	335,300	370,500	
	112	292,900	335,500	370,800	
	113	293,800	335,700	371,100	
	114	294,700	335,900	371,400	
	115	295,600	336,100	371,700	
	116	296,500	336,300	372,000	

117	297, 400	336, 500	372, 300	
118	298, 300	336, 700	372, 600	
119	299, 000	336, 900	372, 900	
120	299, 700	337, 100	373, 200	
121	300, 400	337, 300	373, 500	
122	301, 100	337, 500	373, 800	
123	301, 800	337, 700	374, 100	
124	302, 500	337, 900	374, 400	
125	303, 200	338, 100	374, 700	
126	303, 900	338, 300	375, 000	
127	304, 600	338, 500	375, 300	
128	305, 300	338, 700	375, 600	
129	306, 000	338, 900	375, 900	
130	306, 600	339, 100	376, 200	
131	307, 200	339, 300	376, 500	
132	307, 800	339, 500	376, 800	
133	308, 400	339, 700	377, 100	
134	309, 000	339, 900	377, 400	
135	309, 600	340, 100	377, 700	
136	310, 200	340, 300	378, 000	
137	310, 800	340, 500	378, 300	
138	311, 400	340, 700	378, 600	
139	312, 000	340, 900	378, 900	
140	312, 400	341, 100	379, 200	
141	312, 800	341, 300	379, 500	
142	313, 200	341, 500	379, 800	
143	313, 600	341, 700	380, 100	
144	314, 000	341, 900		
145	314, 400	342, 100		
146	314, 800			
147	315, 200			
148	315, 600			
149	316, 000			
150	316, 400			
151	316, 800			
152	317, 200			
153	317, 600			
154	318, 000			
155	318, 300			
156	318, 600			

	157	318,900			
	158	319,200			
	159	319,500			
	160	319,800			
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
定年前再任 用短時間勤 務職員		224,600	235,900	257,800	290,200

備考

- 1 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

別表第二イの表及びウの表を次のように改める。

## イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	197,300	246,700	269,300	292,800	396,800
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	399,300
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	401,500
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	403,800
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	406,100
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	408,400
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	410,700
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	412,900
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	415,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	417,300
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	419,400
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	421,500
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	423,600
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	425,500
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	427,400
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	429,200
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	431,000
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	432,600
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	434,100
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	435,400
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	436,700
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	438,100
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	439,300
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	440,300
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	441,400
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	442,500
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	443,500
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	444,400

29	233, 100	281, 900	320, 200	349, 400	445, 200
30	234, 000	284, 000	322, 000	351, 500	446, 000
31	234, 800	286, 100	323, 700	353, 600	446, 800
32	235, 600	288, 200	325, 500	355, 600	447, 600
33	236, 500	290, 300	327, 400	357, 600	448, 300
34	237, 400	291, 600	329, 100	359, 600	449, 000
35	238, 300	293, 000	330, 800	361, 600	449, 800
36	239, 300	294, 400	332, 500	363, 600	450, 500
37	240, 200	295, 900	334, 300	365, 600	451, 100
38	241, 000	297, 300	336, 000	367, 600	451, 800
39	241, 900	298, 600	337, 700	369, 500	452, 400
40	242, 900	299, 900	339, 400	371, 400	453, 000
41	243, 900	301, 300	341, 100	373, 300	453, 500
42	244, 800	302, 500	342, 800	375, 200	454, 000
43	245, 800	303, 800	344, 500	377, 100	454, 500
44	246, 800	305, 100	346, 200	378, 900	455, 100
45	247, 700	306, 500	347, 800	380, 700	455, 700
46	248, 900	307, 700	349, 400	382, 500	456, 300
47	250, 100	309, 000	351, 000	384, 300	456, 900
48	251, 300	310, 200	352, 700	386, 100	457, 300
49	252, 700	311, 500	354, 400	387, 900	457, 800
50	254, 000	312, 800	356, 000	389, 700	458, 300
51	255, 200	314, 000	357, 600	391, 600	458, 800
52	256, 400	315, 200	359, 200	393, 300	459, 300
53	257, 600	316, 400	360, 900	395, 000	459, 800
54	258, 800	317, 500	362, 500	396, 700	460, 300
55	259, 800	318, 700	364, 200	398, 400	460, 700
56	261, 000	319, 900	365, 800	399, 900	461, 200
57	262, 100	321, 100	367, 300	401, 400	461, 700
58	263, 300	322, 300	368, 900	402, 900	462, 200
59	264, 400	323, 400	370, 400	404, 400	462, 700
60	265, 400	324, 600	371, 900	405, 900	463, 200

定年前再任 用短時間勤	61	266,400	325,800	373,500	407,300	463,600
	62	267,600	327,000	375,100	408,600	464,100
	63	268,600	328,200	376,600	409,900	464,600
	64	269,600	329,400	378,100	411,100	465,100
	65	270,700	330,500	379,600	412,200	465,600
	66	271,900	331,700	381,100	413,200	466,100
	67	272,900	332,900	382,600	414,200	466,600
	68	274,000	334,100	384,000	415,200	467,100
	69	275,000	335,200	385,400	416,200	467,600
	70	276,100	336,400	386,700	417,000	468,100
	71	277,100	337,600	388,000	417,900	468,600
	72	278,200	338,700	389,200	418,700	469,100
	73	279,300	339,900	390,300	419,500	469,600
	74	280,500	341,000	391,300	420,200	470,100
	75	281,500	342,100	392,300	420,900	470,600
	76	282,600	343,100	393,200	421,600	471,100
	77	283,600	344,100	394,200	422,300	471,600
	78	284,800	345,100	395,100	422,900	
	79	285,900	346,000	396,000	423,600	
	80	286,900	346,900	396,700	424,200	
	81	287,800	347,600	397,500	424,800	
	82	288,800	348,400	398,300	425,300	
	83	289,800	349,100	399,000	425,800	
	84	290,800	349,800	399,600	426,300	
	85	292,000	350,300	400,300	426,800	
	86	293,100	350,900	400,900	427,200	
	87	294,100	351,500	401,500	427,700	
	88	295,100	352,000	402,000	428,200	
	89	296,200	352,600	402,500	428,600	
	90	297,300	353,200	403,000	429,100	
	91	298,200	353,800	403,500	429,600	
	92	299,300	354,300	404,000	430,000	

93	300, 400	354, 800	404, 500	430, 400	
94	301, 500	355, 300	405, 000	430, 900	
95	302, 500	355, 800	405, 500	431, 400	
96	303, 500	356, 300	406, 000	431, 800	
97	304, 500	356, 800	406, 400	432, 200	
98	305, 600	357, 200	406, 800	432, 600	
99	306, 700	357, 700	407, 300	433, 000	
100	307, 700	358, 200	407, 800	433, 400	
101	308, 600	358, 700	408, 300	433, 800	
102	309, 600	359, 100	408, 800	434, 200	
103	310, 600	359, 600	409, 300	434, 600	
104	311, 500	360, 100	409, 700	435, 000	
105	312, 400	360, 600	410, 100	435, 400	
106	313, 300	361, 000	410, 500	435, 800	
107	314, 200	361, 400	410, 900	436, 200	
108	315, 100	361, 800	411, 300	436, 600	
109	315, 900	362, 200	411, 700	437, 000	
110	316, 700	362, 600	412, 100	437, 400	
111	317, 400	363, 000	412, 500	437, 800	
112	318, 100	363, 400	412, 900	438, 200	
113	318, 700	363, 800	413, 300	438, 600	
114	319, 400	364, 200	413, 700	439, 000	
115	320, 000	364, 600	414, 100	439, 400	
116	320, 600	365, 000	414, 500	439, 800	
117	321, 100	365, 400	414, 900	440, 200	
118	321, 600		415, 300		
119	322, 000		415, 700		
120	322, 400		416, 100		
121	322, 700		416, 500		
122	323, 100		416, 900		
123	323, 500		417, 300		
124	323, 900		417, 700		

125	324,300		418,100			
126	324,600		418,500			
127	325,000		418,900			
128	325,400		419,300			
129	325,800		419,700			
130	326,200		420,100			
131	326,600		420,500			
132	327,000		420,900			
133	327,300		421,300			
134	327,700					
135	328,000					
136	328,300					
137	328,600					
138	328,900					
139	329,200					
140	329,500					
141	329,800					
142	330,100					
143	330,400					
144	330,700					
145	331,000					
定年前再任用短時間勤務職員		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考

- 1 この表は、栄養士その他の職員で、人事委員会が定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	208,100 円	250,800 円	270,400 円	293,100 円	396,800 円
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	399,300
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	401,500
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	403,800
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	406,100
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	408,400
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	410,700
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	412,900
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	415,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	417,300
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	419,400
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	421,500
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	423,600
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	425,500
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	427,400
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	429,200
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	431,000
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	432,600
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	434,100
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	435,400
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	436,700
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	438,100
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	439,300
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	440,300
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	441,400
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	442,500
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	443,500
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	444,400

29	240,700	282,300	320,500	350,000	445,200
30	241,200	284,500	322,300	352,000	446,000
31	241,700	286,700	324,000	354,000	446,800
32	242,400	288,800	325,800	356,000	447,600
33	243,100	290,600	327,600	358,000	448,300
34	243,600	292,000	329,400	360,000	449,000
35	244,100	293,600	331,000	362,000	449,800
36	244,700	295,200	332,600	364,000	450,500
37	245,500	296,700	334,400	365,900	451,100
38	246,200	298,100	336,000	367,800	451,800
39	246,900	299,400	337,700	369,700	452,400
40	247,700	300,700	339,500	371,600	453,000
41	248,700	301,900	341,200	373,500	453,500
42	249,700	303,200	342,800	375,400	454,000
43	250,700	304,400	344,500	377,200	454,500
44	251,900	305,700	346,200	378,900	455,100
45	253,100	306,900	347,900	380,700	455,700
46	254,500	308,100	349,400	382,500	456,300
47	255,900	309,300	351,000	384,300	456,900
48	257,200	310,400	352,700	386,100	457,300
49	258,300	311,700	354,400	387,900	457,800
50	259,600	312,900	356,000	389,700	458,300
51	260,600	314,100	357,600	391,600	458,800
52	261,800	315,300	359,200	393,300	459,300
53	262,800	316,400	360,900	395,000	459,800
54	264,100	317,600	362,500	396,700	460,300
55	265,300	318,700	364,200	398,400	460,700
56	266,200	319,900	365,800	399,900	461,200
57	267,100	321,100	367,300	401,400	461,700
58	268,400	322,300	368,900	402,900	462,200
59	269,500	323,400	370,400	404,400	462,700
60	270,400	324,600	371,900	405,900	463,200

	61	271,400	325,800	373,500	407,300	463,600
	62	272,500	327,000	375,100	408,600	464,100
	63	273,500	328,200	376,600	409,900	464,600
	64	274,600	329,400	378,100	411,100	465,100
	65	275,700	330,500	379,600	412,200	465,600
	66	276,800	331,700	381,100	413,200	466,100
	67	277,900	332,900	382,600	414,200	466,600
	68	278,900	334,100	384,000	415,200	467,100
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	69	280,000	335,200	385,400	416,200	467,600
	70	280,900	336,400	386,700	417,000	468,100
	71	281,900	337,600	388,000	417,900	468,600
	72	283,100	338,700	389,200	418,700	469,100
	73	284,300	339,900	390,300	419,500	469,600
	74	285,300	341,000	391,300	420,200	470,100
	75	286,200	342,100	392,300	420,900	470,600
	76	287,300	343,100	393,200	421,600	471,100
	77	288,500	344,100	394,200	422,300	471,600
	78	289,400	345,100	395,100	422,900	
	79	290,400	346,000	396,000	423,600	
	80	291,500	346,900	396,700	424,200	
	81	292,600	347,600	397,500	424,800	
	82	293,600	348,400	398,300	425,300	
	83	294,500	349,100	399,000	425,800	
	84	295,600	349,800	399,600	426,300	
	85	296,700	350,300	400,300	426,800	
	86	297,700	350,900	400,900	427,200	
	87	298,700	351,500	401,500	427,700	
	88	299,800	352,000	402,000	428,200	
	89	300,800	352,600	402,500	428,600	
	90	301,700	353,200	403,000	429,100	
	91	302,700	353,800	403,500	429,600	
	92	303,700	354,300	404,000	430,000	

93	304, 700	354, 800	404, 500	430, 400	
94	305, 700	355, 300	405, 000	430, 900	
95	306, 700	355, 800	405, 500	431, 400	
96	307, 700	356, 300	406, 000	431, 800	
97	308, 600	356, 800	406, 400	432, 200	
98	309, 600	357, 200	406, 800	432, 600	
99	310, 600	357, 700	407, 300	433, 000	
100	311, 500	358, 200	407, 800	433, 400	
101	312, 400	358, 700	408, 300	433, 800	
102	313, 300	359, 100	408, 800	434, 200	
103	314, 200	359, 600	409, 300	434, 600	
104	315, 100	360, 100	409, 700	435, 000	
105	315, 900	360, 600	410, 100	435, 400	
106	316, 700	361, 000	410, 500	435, 800	
107	317, 400	361, 400	410, 900	436, 200	
108	318, 100	361, 800	411, 300	436, 600	
109	318, 700	362, 200	411, 700	437, 000	
110	319, 400	362, 600	412, 100	437, 400	
111	320, 000	363, 000	412, 500	437, 800	
112	320, 600	363, 400	412, 900	438, 200	
113	321, 100	363, 800	413, 300	438, 600	
114	321, 600	364, 200	413, 700	439, 000	
115	322, 000	364, 600	414, 100	439, 400	
116	322, 400	365, 000	414, 500	439, 800	
117	322, 700	365, 400	414, 900	440, 200	
118	323, 100		415, 300		
119	323, 500		415, 700		
120	323, 900		416, 100		
121	324, 300		416, 500		
122	324, 600		416, 900		
123	325, 000		417, 300		
124	325, 400		417, 700		

125	325,800		418,100			
126	326,200		418,500			
127	326,600		418,900			
128	327,000		419,300			
129	327,300		419,700			
130	327,700		420,100			
131	328,000		420,500			
132	328,300		420,900			
133	328,600		421,300			
134	328,900					
135	329,200					
136	329,500					
137	329,800					
138	330,100					
139	330,400					
140	330,700					
141	331,000					
定年前再任用短時間勤務職員		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

備考

- 1 この表は、保健師、看護師その他の職員で、人事委員会が定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員に係るこの表の適用については、同表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一イに掲げる行政職給料表〔〕の適用について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第一の旧級欄に掲げる職務の級であつた職員の施行日ににおける職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第一アに掲げる行政職給料表〔〕、同表イに掲げる行政職給料表〔〕、別表第二イに掲げる医療職給料表〔〕及び同表ウに掲げる医療職給料表〔〕の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第二に掲げられている職務の級であつたものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けっていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な

調整を行うことができる。

(復職等の日における号給調整の特例)

5

施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十八号）第三十三条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていたならば決定されていた号給に調整する。

一 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第二条第四号に規定する昇給日がある職員

二 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日において付則第九項の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第六号）付則第五項から第七項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）

(施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定)

6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、付則第三項の規定による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。

(他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用)

7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、付則第二項から前項までの規定を準用する。

(委任)

8 付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月文京区条例第六号）の一部を次のように改

正する。

付則第五項の前の見出しを削り、同項から付則第七項までを次のように改める。

5から7まで 削除

付則第八項の前に見出しとして「（給料の切替えに伴う経過措置）」を付し、同項中「同一給料表適用特定職員（）」を「施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下この項において「同一給料表適用特定職員」という。）（）に改め、「ついて、」の下に「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和八年月文京区条例第号）付則第九項の規定による改正前のこの条例」を加える。

付則別表第一（付則第2項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
4級	4級

付則別表第二（付則第3項関係）

号 給 の 切 替 表

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級	6級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	2	1
35	3	1
36	4	1
37	5	1
38	6	1
39	7	1
40	8	1
41	9	2
42	10	2
43	11	2
44	12	2

45	13	2
46	14	2
47	15	3
48	16	3
49	17	3
50	18	3
51	19	3
52	20	3
53	21	3
54	22	4
55	23	4
56	24	4
57	25	4
58	26	4
59	27	4
60	28	4
61	29	4
62	30	5
63	31	5
64	32	5
65	33	5
66	34	5
67	35	5
68	36	5
69	37	5
70	38	5
71	39	5
72	40	5
73	41	6
74	42	6
75	43	6
76	44	6
77	45	6
78	46	6
79	47	6
80	48	6
81	49	6
82	50	6
83	51	6
84	52	7
85	53	7
86	54	7
87	55	7
88	56	7
89	57	7
90	58	
91	59	
92	60	
93	61	
94	62	
95	63	
96	64	

97	65	
98	66	
99	67	
100	68	
101	69	
102	70	
103	71	
104	72	
105	73	
106	74	
107	75	
108	76	
109	77	

イ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1
13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1
26	24	20	10	1
27	25	21	13	1
28	26	22	17	2
29	27	23	17	2
30	28	24	18	3
31	29	24	18	4
32	30	25	19	5
33	31	27	19	5
34	32	29	20	6
35	33	31	20	7
36	34	33	21	8
37	35	33	22	9
38	36	34	23	9
39	37	34	24	10
40	38	35	25	11
41	39	35	26	12
42	40	36	27	13
43	41	36	28	15
44	42	37	29	17
45	43	38	30	17
46	44	39	31	18
47	45	40	32	18
48	46	41	33	19

49	47	42	35	20
50	48	43	37	21
51	49	44	38	21
52	50	45	40	22
53	50	46	41	24
54	51	47	43	25
55	51	48	44	25
56	52	48	45	27
57	52	50	45	28
58	53	51	46	28
59	53	52	48	29
60	54	53	49	29
61	54	54	51	30
62	55	55	52	32
63	56	56	53	33
64	57	57	54	33
65	58	58	54	33
66	59	58	55	34
67	60	59	56	34
68	61	60	57	34
69	62	61	58	35
70	63	62	59	36
71	64	63	60	36
72	65	64	61	37
73	66	64	61	37
74	67	65	61	38
75	68	66	62	38
76	69	67	62	39
77	70	68	62	39
78	71	69	63	40
79	72	69	63	40
80	73	70	64	41
81	74	71	64	41
82	75	71	65	41
83	76	71	65	41
84	77	72	66	42
85	78	72	67	42
86	79	72	68	42
87	80	73	68	43
88	81	73	69	43
89	82	73	69	43
90	83	74	70	44
91	84	74	71	44
92	85	74	71	44
93	86	75	72	45
94	87	75	72	45
95	88	75	73	45
96	89	76	74	46
97	90	77	75	46
98	91	77	75	46
99	92	78	76	46
100	93	79	77	47

101	94	80	77	47
102	95	80	78	47
103	96	81	79	47
104	97	82	79	48
105	98	83	80	48
106	99	84	81	48
107	100	85	81	48
108	101	86	82	49
109	102	87	83	49
110	103	88	83	49
111	104	88	84	50
112	105	89	85	50
113	105	90	86	50
114	106	91	86	51
115	107	91	87	51
116	108	92	88	51
117	109	93	89	52
118	110	94	90	52
119	110	94	91	52
120	111	95	92	53
121	112	96	93	55
122	112	97	94	
123	113	97	95	
124	113	98	96	
125	114	99	98	
126	114	99	99	
127	115	100	100	
128	115	101	102	
129	116	101	103	
130	116	102	104	
131	116	103	106	
132	117	103	107	
133	117	104	108	
134	118	104	110	
135	118	105	111	
136	118	105	112	
137	119	105	114	
138	119	106	115	
139	120	106	116	
140	120	106	118	
141	121	107	119	
142	121	107	120	
143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	
150	124		131	
151	125		132	
152	125		134	

153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	
156	127		138	
157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16

49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68

101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給 ＼職務の級	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16

49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68

101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

(説明)

特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第七十八号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「職員」を「職員等」に改め、同条第二項中「及び都職員」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 区が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第二条第一項第四号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。

第二条第一項に次の二号を加える。

七 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生の

パートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行につては職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で職員と生計を一にするものをいう。

八 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

## 第二条第二項及び第三項を削る。

### 第三条第二項を次のように改める。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

三 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

五 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

第三条第五項中「から第三項まで」を「、第二項及び第四項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「やむを得ない」を「任命権者が定める」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、同項を同条第六項

とし、同条第四項中「から前項まで」を「、第二項及び前項」に、「、旅費」を「旅費」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「その出発前に、第四条第三項」を「次条第三項」に、「、旅行命令等を取り消され」を「旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）」を受け」に改め、「死亡した場合」の下に「その他任命権者が定める場合」を加え、「があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額」を「のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるもの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第四条第一項各号列記以外の部分中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同項第二号中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に改め、同条第四項中「これを変更する」を「その変更をする」に改める。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、同条第二項中「後」の下に「、できるだけ」を加え、同条第三項中「、その」を「、当該」に改める。

第六条を削る。

第七条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、同条を第六条とする。

第八条から第十三条までを削る。

第十三条の二第一項中「精算書」の下に「（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」を加え、「支出担当者等」を「支出担当者」に改め、同条第三項中「支出担当者等」を「支出担当者」に改め、同条を第七条とする。

## 第二章を次のように改める。

### 第二章 旅費の種目及び内容

#### （旅費の種目及び内容）

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

#### （鉄道賃）

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 急行料金
- 三 寝台料金
- 四 座席指定料金
- 五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項、第十二条及び第二十三条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 寝台料金
- 三 座席指定料金
- 四 特別船室料金
- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十一條 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送

事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項、次条及び第二十三条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

### 一 運賃

### 二 座席指定料金

### 三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が八時間以上の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により移動する場合には、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

#### （その他の交通費）

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の用に供する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

### 三 前二号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二に定める宿泊費基準額のうち、職務の級が十級以下の者の欄に掲げる額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に定める宿泊手当の定額とする。

2 宿泊手当の額は、前二条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一の額  
二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に定める額とする。ただし、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときは含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たつては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の旅費として支給することが適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

#### （渡航雑費）

第十九条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

#### （死亡手当）

第二十条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第三条第二項第五号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して国家公務員等の旅費支給規程別表第五に定める死亡手当の定額とする。

第三章を削る。

第四十三条第一項中「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合」を「、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合」に改め、「当該」を削り、同条第二項中「任命権者は」を「任命権者は、」

に改め、第四章中同条を第二十五条とし、同条の前に次の四条を加える。

(退職者等の旅費)

第二十一条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について支給するものであつて、次に掲げる旅費とする。

- 一 第三条第二項第一号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
  - ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
  - イ 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 第三条第二項第四号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に行するものとして計算した旅費

- 2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第二十二条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、次に掲げる旅費とする。

- 一 第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合にあつては、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合にあつては、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

三 第三条第二項第五号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第一条第八号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（本邦通過の場合の旅費）

第二十三条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

（旅費の支給額の上限）

第二十四条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一條第一項各号及び第十二条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとの

いづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

第四十四条中「この規定」を「この条例の規定」に、「旅費」を「旅費」に改め、同条に次の二項を加える。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第四十四条を第二十六条とし、同条の次に次の二項を加える。

#### （旅費の返納）

第二十七条 支出担当者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

第四十五条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「に定めがあるもののほか実施上」を「の施行について」に改め、同条を第二十八条とする。

第四章を第三章とする。

付則第四項を削り、付則第五項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、「種類」を「種目」に改め、同項を付則第四項とする。

別表第一及び別表第二を削る。

## 付 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第二条第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項に規定する旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となつた場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定

により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項から第三項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5

新条例第二十七条の規定は、新条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に、「渡航手数料」を「渡航雑費」に改める。

別表中「職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）中指定職の職務にある者」を「文京区長及び副区長給与条例（昭和二十二年六月文京区条例第七号）の規定による副区長が受けるべき額」に改める。

（文京区長及び副区長給与条例の一部改正）

7

文京区長及び副区長給与条例（昭和二十二年六月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「は別表第二」を「のうち旅費条例により難いものについては、別表第二に定めるところ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 旅費の算定方法は、この条例に定めるものを除き、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。）の例による。

第五条第三項中「職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）」を「旅費条例」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

一 鉄道賃、船賃及び航空費

		船賃	鉄道賃	区分	旅費の額
外国旅行		内国旅行			
副区長	区長				
旅費条例第十条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級の運賃の額を上限とする。  (1) 運賃の等級が三階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額（中級を更に二以上に区分する場合は、中級のうちの最上級の運賃の額）  (2) 運賃の等級が二階級に区分された船舶により移動するとき 上級の運賃の額（上級を更に二以上に区分する場合は、上級のうちの最上級の直近下位の級の運賃の額）	旅費条例第十条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級の運賃（最上級を更に二以上に区分する場合は、最上級のうちの最上級の運賃）の額を上限とする。	旅費条例第九条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級の運賃の額を上限とする。			

区分	二宿泊費	副区長	区長	航空賃
旅費の額	旅費条例第十一條第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃（外国旅行の場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる運賃）の額を上限とする。	(1) 最上級を更に三に区分するとき 最上級を更に二に区分するとき	(2) 最上級のうちの中級の運賃 最上級のうちの下級の運賃	より移動するときは、最上級の運賃（最上級を更に二以上に区分する場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる運賃）の額を上限とする。 (1) 最上級を更に四以上に区分するとき 最上級の直近下位の級の運賃 (2) 最上級を更に三に区分するとき 最上級のうちの中級の運賃 (3) 最上級のうちの下級の運賃

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表

副区長	第二に定める宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等の欄に掲げる額 国家公務員等の旅費支給規程別表第二に定める宿泊費基準額のうち、指 定職職員等の欄に掲げる額
-----	--

（文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部改正）

8 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和三十一年九月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「別表第二による」を「文京区長及び副区長給与条例（昭和二十二年六月文京区条例第七号）の規定による副区長が受けるべき額相当額とする」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、旅費の算定方法については、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。）の例による。

第五条第三項中「職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）」を「旅費条例」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

（文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

9 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十二月文京区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「種類」を「種目」に、「副区長」を「文京区長及び副区長給与条例（昭和二十二年六月文

京区条例第七号）の規定による副区長が受けるべき額」に改め、同項ただし書中「区長」を「文京区長及び副区長給与条例の規定による区長が受けるべき額」に改め、同条第四項中「職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）」を「旅費条例」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前二項に定めるもののほか、旅費の算定方法については、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。）に基づく職員の旅費の算定方法に準ずる。

（審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部改正）

10 審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和五十年三月文京区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項各号列記以外の部分中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費」に、「食卓料」を「宿泊手当」に改め、同項第二号中「中五級の職務にある者」を「の規定による職員に支給する額」に改め、同条第三項ただし書を削る。

（文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

11 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第一」を「別表」に改める。

第五条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊手当」に、「食卓料」を「宿泊費」に、「七種」を「六種」に、「別表第二のとおり」を「職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。）の規定による職員に支給する額相当額」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」とい

う。）」を「旅費条例」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

（文京区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

12 文京区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費」に、「食卓料」を「宿泊手当」に、「本条」を「この条」に、「中六級の職務にある者」を「の規定による職員に支給する額」に改める。

（文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

13 文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年四月文京区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費」に、「宿泊料」を「包括宿泊費」に、「五種」を「六種」に、「中六級の職務にある者」を「の規定による職員に支給する額」に改める。

（文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

14 付則第六項及び付則第十項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

- 一 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 二 審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例
- 三 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

- 四 文京区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例  
五 文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例

(説明)

職員等の旅費制度の見直しに伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十九号

文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(文京区特別区税条例の一部改正)

第一条 文京区特別区税条例（昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「は、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「第二条」を「第二条第二項」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第十五条第四項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

(文京区後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第二条 文京区後期高齢者医療に関する条例（平成二十一年三月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「は、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）

を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「第二条」を「第二条第二項」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

## 付 則

### （施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### （経過措置）

2 次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

一 第一条の規定による改正後の文京区特別区税条例第六条

二 第二条の規定による改正後の文京区後期高齢者医療に関する条例第六条

## （説 明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の一部改正に伴い、公示送達に係る規定等を整備するため、本案を提出いたします。

議案第八十号

文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年三月文京区条例第十  
号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第八条中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改める。

第十二条中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改める。

付則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規  
定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される文京区議会議員及び文京区  
長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された文京区議会議員及び文京区長の選挙につ  
いては、なお従前の例による。

(説明)

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部改正により、衆議院議員と参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担額が引き上げられたことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担額を引き上げるため、本案を提出いたします。

議案第八十一号

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第一67の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第一百五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に、「容積率」を「容積率等」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「建築されるマンション」の下に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を加える。

付則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第八十一号

文京区こどもの権利に関する条例

右の議案を提出する。

令和八年一月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区こどもの権利に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 こどもの権利（第四条）

第三章 こどもの権利を保障するための責務及び役割（第五条—第八条）

## 第四章 こどもの権利を保障するための取組（第九条—第十七条）

### 第五章 こどもの権利擁護委員（第十八条—第二十一条）

#### 付則

こどもの声

わたしたち全てのこどもは、「こどもの権利」を持つています。

「こどもの権利」について、大人にもこどもにも、全ての人々に知つてほしいです。

学校や地域など身近な場所で、「こどもの権利」について知り、学ぶ機会をつくつてほしいです。

わたしたちも、「こどもの権利」について自分自身の考え方をもち、身近な人から声をかけて広めていきます。

こどもの意見をはじめから否定することなく、しつかりと受け止めて、尊重し、こどもにとって何が一番よい

かを第一に考えてほしいです。

大人の意見については、こどもが理解して納得できるように理由をしつかり説明してほしいです。  
こども自らが考えて自分のことを決めていきたいので、大人は、こどもの声を聴いて、見守り、必要な手助けをしてほしいです。

大人とこどもが対等に話し合える場、安心して意見を言える場をつくってほしいです。

まわりの人と比べられたり、「こどもはこうあるべき」と決めつけられることがあります。

こどもが自分自身の可能性を信じられるように、個性を持つた一人の人として向き合って、夢や頑張りたいことを尊重し、応援して、成長を見守つてほしいです。

わたしたちは、たくさん挑戦していきたいです。

挑戦や失敗を見守り、受け入れて、応援してほしいです。

自分の未来を自分で決めて成長を続けられる環境を提供してほしいです。

「こどもの権利」が守られていないと感じたときに、秘密が守られ安心して相談できる場所が身近にほしいです。

「こどもの権利」を主張できて、信頼できる人に助けてもらえる場所を用意してほしいです。

わたしたちは、全てのこどもにとつて「こどもの権利」が守られるまちになることを願い、行動していきます。

## 文京区の宣言

全てのこどもは、一人一人がかけがえのない存在です。

健康に、自分らしく育つために、生まれながらに権利を持つています。

文京区は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの権利について、こどもも大人もみんなが正しく  
知つて、一緒に守つていくまちの実現を目指して、この条例を制定します。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の考え方をもとに、文京区全体でこどもの権利を大切に守り、こ  
どもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。

### (言葉の意味)

第二条 この条例において「こども」とは、区の区域内（以下「区内」といいます。）に在住し、在学し、在勤す  
る等区内で生活し、及び活動する十八歳未満の人並びにこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人  
のことをいいます。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親、里親その他の親に代わり子どもを養育する人のことをいいます。

3 この条例において「区民等」とは、区内に在住し、在学し、在勤する人並びに区内で活動する事業者及び団体のことをいいます。

4 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、区内の保育所、幼稚園、学校その他の子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設のことをいいます。

### (基本理念)

第三条 子どもの権利は、次に掲げる考え方を基本理念として、保障されなければなりません。

一 全ての子どもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等どんな理由でも差別されません。

二 全ての子どもは、命が守られ、持つて生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活

への支援等を受けることが保障されます。

三 全てのこどもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、こどもの意見は、こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。

四 こどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとつて最も善いことは何かを第一に考えます。

## 第二章 こどもの権利

### (こどもの権利)

第四条 こどもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等のあらゆる場面において、特に次に掲げる権利が保障されます。

一 安心して生きる、過ごすための権利

ア 命が守られ、及び尊重されること。

イ 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。

ウ 安全・安心に過ごせること。

エ 家族や大切な人と一緒に過ごせること。

二に 成長と可能性に関する権利

ア 遊び、学び、及び休むこと。

イ 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、及び親しむこと。

ウ 繰り返し挑戦できること。

エ 適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持つて生まれた能力を十分に伸ばして育つことができる

こと。

オ 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。

### 三 必要な支援を受け、守られる権利

ア 悩んでいること、困っていること等を相談できること。

イ こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

ウ 身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること。

エ 人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等を理由としたあらゆる差別や虐待、

いじめ等を受けずに安心して生きていいくことができる。

オ こどもの発達に応じてプライバシーが尊重されること。

### 四 意見等の表明と仲間づくりに関する権利

ア 自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること。

イ 仲間をつくり、集まること。

第三章 こどもの権利を保障するための責務及び役割

(区の責務)

第五条 区は、こどもの権利を保障するための施策を推進し、こどもが安心して暮らすことができる環境をつくる取組を行うものとします。

2 区は、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行うものとします。

3 区は、区民等及び育ち学ぶ施設と協力するとともに、その活動を支援するものとします。

4 区は、国、都その他の関係機関と連携し、こどもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めるものとします。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、家庭がこどもの健やかな成長に大切な場であること並びにこどもの養育及び成長について

保護者に第一の責任があることを認識し、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。

2 保護者は、必要に応じて、区、区民等及び育ち学ぶ施設の協力及び支援を受けながら、こどもが健やかに成長できるよう努めるものとします。

(区民等の役割)

第七条 区民等は、こどもの権利について理解を深め、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。

2 区民等は、地域社会がこどもの健やかな成長に重要な役割を持つていることを認識し、こどもが健やかに育

ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体でこどもを見守り、支援するように努めるものとします。

3 事業者は、働く人が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の役割)

第八条 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設がこどもの健やかな成長に重要な役割を持つていることを認識し、こ

どもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるように支援を行い、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。

## 2 育ち学ぶ施設は、保護者及び区民等に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情報提供を行い、お互いに

協力しながら施設を運営するよう努めるものとします。

### 第四章 こどもの権利を保障するための取組

#### (こどもの意見等の表明と参加)

第九条 こどもは、自分の意見等を表明するとともに、社会的活動に参加することができ、こどもの意見等は、

こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。

2 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが自分の意見等を表明し、社会的活動に参加する機会の確保に努めるものとします。

3 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動において子どもの意見等の反映又は子どもの参加に努めるものとします。

4 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの意見等の表明及び子どもの社会的活動への参加を促進するため、子どもがその大きさ及び方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。

5 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、子どもの意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するように努めるものとします。

(安全・安心に過ごすことができる環境づくり)

第十三条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもがありのままの自分でいられて、安全・安心に過ごすことができる環境づくりに努めるものとします。

(子どもの居場所づくり)

第十一條 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが遊び、学びその他の活動をするとともに、ゆつたりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めるものとします。

### (育ちと学びの環境づくり)

第十二条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めるものとします。

### (安心して相談できる環境づくり)

第十三条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが悩んでいることや困っていること等について、ためらわざ気軽に安心して相談できる環境づくりに努めるものとします。

### (虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止)

第十四条 誰であつても、こどもに対して虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を行つてはなりません。

2 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止及び早期発見に努めるものとします。

3 区及び育ち学ぶ施設は、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行いうるものとします。

### (貧困の防止)

第十五条 区は、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよう、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの貧困の防止に努めるものとします。

### (こどもの権利に関する普及啓発等)

第十六条 区は、こどもの権利について、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に対して、周知し、又は学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行うものとします。

2 区は、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしあうことができるよう必要な支援を行いうものとします。

(こどもの権利に関する施策の推進)

第十七条 区は、全てのこどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの権利に関する取組を推進するものとします。

第五章 こどもの権利擁護委員

(こどもの権利擁護委員の設置)

第十八条 区は、こどもの権利の侵害からの適切かつ迅速な救済を図るため、区長の附属機関として、文京区こどもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」といいます。）を置きます。  
権利擁護委員は、次に掲げる職務を担当します。

一 いち こどもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

二 に こどもの権利の保障についての必要な調査及び調整をすること。

三 さん こどもの権利の侵害からの救済のため関係者に必要な要請をすること。

四 よん こどもの権利の侵害を防ぎ、又はこどもの権利を保障するための意見を表明すること。

五 ご こどもの権利の侵害からの救済とこどもの権利の保障についての理解を広めていくこと及び関係者との協力の推進に関すること。

3 権利擁護委員は、三人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、こどもの権利に関して優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱します。

4 委員の任期は、二年とします。ただし、再任されることがあります。

5 区長は、権利擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるとき、第三項の要件を満た

さなくなつたとき又は職務上の義務違反その他の権利擁護委員としてふさわしくない行いがあると認めると  
きは、その職を解くことができます。

6 権利擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(権利擁護委員の職務の進め方)

第十九条 権利擁護委員は、職務を行なうときは、こどもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、

そのこどもにとつて最も善いと考えられることを行うものとします。

2 権利擁護委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。

3 権利擁護委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、必要に応じて合議を行います。

4 権利擁護委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行なうことできません。

5 権利擁護委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。

6 区は、権利擁護委員の独立性と公正かつ公平に職務を行うことができる環境を確保するためには必要な協力及び支援を行ふものとします。

7 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもが権利擁護委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、権利擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。

(権利擁護委員への相談等)

第二十条 こども及びそのこどもに関係のある人は、権利擁護委員にこどもの権利の保障について必要な相談を行ひ、又は第十八条第二項第三号に規定する要請若しくは同項第四号の規定による意見の表明を行うことをもと求めることができます。

(権利擁護委員の要請及び意見の尊重等)

第二十一条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、権利擁護委員から第十八条第二項第三号に規定する要請

又は同項第四号の規定による意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

2 区は、前項の取組を行うときには、その内容を権利擁護委員に報告しなければなりません。ただし、同項の

取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを権利擁護委員に報告しなければなりません。

この条例は、令和八年四月一日から施行します。ただし、第五章の規定は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

### (説明)

文京区における子どもの権利に関する基本理念その他基本的事項について定めるため、本案を提出いたします。

議案第八十三号

文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

文京区子どもの医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）の一部を次のように改正する。  
題名中「子ども」を「こども」に改める。

第一条中「子ども」を「こども」に改める。

第二条第一項及び第三項中「子ども」を「こども」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「子ども」を「こども」に改め、同項を同条第四項とする。

第三条第一項及び第二項並びに第四条第一項中「子ども」を「こども」に改める。

第五条第一項各号中「子ども」を「こども」に改め、同条第二項中「（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）」を削る。

第六条第一項中「子ども」を「こども」に改める。

第六条の二を削る。

第七条第一項及び第八条第一項中「子ども」を「こども」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区こどもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

3 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年十月文京区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十の項及び別表第二の十一の項中「文京区子どもの医療費の助成に関する条例」を「文京区こどもの医療費の助成に関する条例」に改める。

(説 明)

医療費の助成の範囲を拡大するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第八十四号

文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例

(文京区子ども・子育て会議条例の一部改正)

第一条 文京区子ども・子育て会議条例（平成二十五年六月文京区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

文京区こども・子育て会議条例

第一条中「文京区子ども・子育て会議」を「文京区こども・子育て会議」に改める。

(文京区立認定こども園条例の一部改正)

第二条 文京区立認定こども園条例（平成二十七年十月文京区条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「子ども」を「こども」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

こども基本法（令和四年法律第七十七号）の基本理念を踏まえ、「こども」の表記に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第八十五号

文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準（第三条）

第二節 運営に関する基準（第四条—第三十二条）

第三章 雜則（第三十三条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第二条 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）

は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立つて特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第一節 利用定員に関する基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定め

るものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

## 第二節 運営に関する基準

### （面談）

第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対し最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。  
(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第五条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを

拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第七条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第八条 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第九条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第十条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第三十条の二十第五項（法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次項において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

一　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

二　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

三　食事の提供に要する費用

四　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

4　特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第十三条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

### （特定乳児等通園支援の取扱方針）

第十四条 特定乳児等通園支援事業者は、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十二号）第五十二条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を行わなければならない。

#### （特定乳児等通園支援に関する評価等）

第十五条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

#### （相談及び援助）

第十六条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

#### （緊急時等の対応）

第十七条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行つているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### （乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によつて乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第二十二条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- 一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定乳児等通園支援の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- 七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項  
（勤務体制の確保等）

第二十条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供

することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によつて特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

#### （利用定員の遵守）

第二十一条 特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行つてはならない。

#### （掲示等）

第二十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

#### （乳児等支援給付認定子どもを取り扱う原則）

第二十三条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によつて、差別的取扱いをしてはならない。  
(虐待等の禁止)

第二十四条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子ども心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第二十五条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第二十六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第二十七条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情解決）

第二十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十条の十三において準用す

る法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関する市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

#### (地域との連携等)

第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たつての計画
- 二 第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- 三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 雜則

(電磁的記録等)

第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規

定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法）

法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

## 二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したもの

### （を交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとすることは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

#### 一 第二項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

#### 二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第二項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるの

は「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項の」とあるのは「第六項において準用する第二項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」である。第六項において準用する前項の規定による承諾を得た」とあるのは「第六項において準用する前項の規定による承諾を得た」と、第六項において準用する前項の規定による書面等による同意の取得」と、同項ただし書中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

## 付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

### (説明)

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本案を提出いたします。

議案第八十六号

文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和七年十二月文京区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「一般的条件」を「一般的要件」に改める。

第十六条第六号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削る。

第二十条第三項中「同法」を削り、「いう。以下同じ。」を「いう。」に改める。

第二十七条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）の一部改正に伴い、規定を整備

するため、本案を提出いたします。

議案第八十七号

文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

文京区子ども家庭支援センター条例（平成十五年七月文京区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

文京区こども家庭支援センター条例

第一条中「子どもの」を「こどもの」に、「子どもを」を「こどもを」に、「子どもが」を「こどもが」に、「文京区子ども家庭支援センター」を「文京区こども家庭支援センター」に改める。

第二条の表中「文京区子ども家庭支援センター」を「文京区こども家庭支援センター」に改める。

第三条第一号から第三号までの規定中「子ども」を「こども」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第

四号中「子ども」を「こども」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 こどもに対する虐待の防止に関すること。

五 子育てに係る地域活動の支援に関すること。

第五条第二号中「子育てのためのボランティアその他の」を削る。

第七条第一号中「子ども」を「こども」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(説 明)

子ども家庭支援センターの名称を変更するとともに、事業の追加に係る規定等を整備するため、本案を提出いたします。

議案第八十八号

文京区立学校設置条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区立学校設置条例の一部を改正する条例

文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）の一部を次のように改正する。  
別表一の部文京区立後楽幼稚園の項中「東京都文京区後楽一丁目七番七号」を「東京都文京区後楽一丁目七番二十二号」に改める。

付則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

区立後楽幼稚園の所在地を変更するため、本案を提出いたします。



議案第八十九号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第二十三条第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(説明)

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第九十号

建物の取得について  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長

成

澤

廣

修

建物の取得について  
左記のとおり建物を取得する。

記

一 取得の目的	区内介護施設改築等工事期間中の代替用建物
二 建物の所在	東京都文京区大塚四丁目四十六番五号
三 建物の構造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付三階建て
四 建物の面積	一、〇〇二・四六平方メートル
五 取得価格	金一億千三百万円

東京都文京区大塚四丁目四十六番五一五〇一号

五十嵐増太郎

五十嵐泰子

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

議案第九十一号

軽量ラック外百十点の買入れについて  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者

文京区長

成

澤

廣

修

軽量ラック外百十点の買入れについて  
左記のとおり軽量ラック外百十点を買い入れる。

記

一 買入れの目的	文京清掃事務所初度調弁
二 種類及び数量	別紙のとおり
三 契約の方法	指名競争入札による契約
四 契約金額	金五千四百五十一万二千五百九十円
五 契約の相手方	東京都文京区本郷五丁目一番十三号 幸和商事株式会社

代表取締役 吉田武史

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

## 別紙

															番号
下足室・廊下															配置場所
倉庫															種類
冷水機	自動うがい器	傘立①	脚立	台車	軽量ラック⑨	軽量ラック⑧	軽量ラック⑦	軽量ラック⑥	軽量ラック⑤	軽量ラック④	軽量ラック③	軽量ラック②	軽量ラック①		数量
一台	一台	二台	一台	一台	一台	二台	一台	三台	一台	二台	一台	二台	十三台	四台	

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15
洗濯室	給湯室								休憩室 (技能・男性)						
軽量ラック⑩	食器戸棚①	ハイカウンター②	I H コンロ	内筒・鍵セット①	名札掛け(壁掛け型)	トレー棚②	ハイカウンター①	収納棚①	トレー棚①	回転椅子①	片袖机①	長椅子②	長椅子①	長テーブル①	
一台	二台	二台	三台	五個	二台	一台	二台	四台	四台	三台	十脚	十台	二十九台	二十八台	

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	
粗大センター（事務室）								女子休憩室	更衣室（事務・女性）	更衣室（事務・男性）		更衣室（技能・男性）			乾燥室	
長テーブル②	二人用ロツカ一（特注）②	収納ベース②	収納棚（下）③	トレー棚（下）③	収納棚（上）②	回転椅子②	片袖机②	座卓	三人用ロツカ一②	三人用ロツカ一①	軽量ラック⑫	軽量ラック⑪	長椅子③	二人用ロツカ一（特注）①	産業用除湿機	
三台	八台	三台	二台	一台	三台	十脚	十台	二台	四台	八台	二台	一台	二十四台	七十台	五台	

62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

印刷室	粗大センター（給湯室）	粗大センター（更衣室）・作業室													
		内筒・鍵セット③	収納ベース③	収納棚④	回転椅子③	片袖机③	長椅子⑤	二人用ロツカ一	二人用ロツカ一（特注）③	内筒・鍵セット②	衝立 安定脚	衝立③	衝立②	衝立①	長椅子④
軽量ラック⑬	食器戸棚②	一台	一台	五個	一台	一台	六脚	六台	一台	二台	二台	五個	四台	一枚	一枚
		一台	一台	五個	一台	一台	六脚	六台	一台	二台	二台	五個	四台	一枚	一枚

78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63
清掃事務所風除室										書庫					
収納棚⑥	収納棚⑤	名札掛け（キヤスター付き）	電話台	回転椅子⑤	回転椅子④	脇机①	片袖机④	両袖机	案内板	傘立②	軽量ラック⑯	軽量ラック⑮	軽量ラック⑭	書棚②	書棚①
十台	四台	二台	四台	十四脚	十九脚	二台	二十四台	六台	一台	一台	一台	一台	六台	六台	六台

94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

清掃事務室

応接テーブル	ソファー	物置台①	パソコンラック	コンセントボックス	内筒・鍵セット④	食器戸棚③	シユレツダー	衝立⑤	衝立④	ハイカウンター④	ハイカウンター③	収納棚⑦	耐火庫	収納ベース④	トレー棚④
一台	二脚	一台	二台	三十個	五個	一台	一台	一台	二台	二台	一台	六台	一台	二十四台	二台

110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

専用会議室

収納棚⑨	軽量ラック⑯	収納ベース⑤	トレー棚⑤	スライド式収納棚③	スライド式収納棚②	スライド式収納棚①	ハイカウンター⑤	内筒・鍵セット⑤	黒板	折りたたみテーブル	衝立⑦	衝立⑥	脇机②	収納棚⑧	物置台②
三台	二台	二台	二台	六台	五台	一台	一台	五個	一台	十台	一台	一台	一台	二台	一台

111

収納  
ベース  
⑥

三台

議案第九十二号

本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約

本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 一 契約の目的  | 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事                        |
| 二 契約の方法  | 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約 |
| 三 契約金額   | 金二億二千五百七十五万三千円                                  |
| 四 契約の相手方 | 東京都文京区本駒込二丁目十九番三号<br>トリヤマ株式会社                   |
| 代表取締役    | 鳥山幸得太   |

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参考）

一 工期 契約締結の翌日から令和九年三月十日まで  
二 支出科目等 令和七年度 一般会計 総務費 施設管理費

令和八年度 債務負担行為

議案第九十三号

本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約

本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約を締結する。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 一 契約の目的  | 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事                    |
| 二 契約の方法  | 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約 |
| 三 契約金額   | 金一億八千百五十万円                                      |
| 四 契約の相手方 | 東京都文京区千石四丁目十六番二号<br>宝電設工業株式会社<br>代表取締役 横田正寿     |

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参考）

一 工 期	契約締結の翌日から令和九年三月十日まで
二 支出科目等	令和七年度 一般会計 総務費 施設管理費 令和八年度 債務負担行為

議案第九十四号

本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約

本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事  
二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約

三 契約金額 金四億二千五百四万二千円

四 契約の相手方 精研・日管・にがた建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区小石川一丁目十五番十七号

株式会社精研東京本社

常務取締役東京本社代表 松能功

東京都文京区湯島一丁目十一番五号

株式会社日管設備

代表取締役 富永光孝

構成員

富永光孝

構成員

東京都文京区小石川五丁目十八番十二号

にがた工機株式会社

代表取締役 関根伯智

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工期	契約締結の翌日から令和九年三月十日まで
二 支出科目等	令和七年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和八年度	債務負担行為

議案第九十五号

文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和八年二月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約

文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 一 契約の目的  | 文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事                      |
| 二 契約の方法  | 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約 |
| 三 契約金額   | 金三億二百五十万円                                       |
| 四 契約の相手方 | 東京都文京区千石四丁目二十六番十九号<br>株式会社リン・ドス<br>代表取締役 東海林諭   |

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参考）

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 一 工 期   | 契約締結の翌日から令和九年二月二十六日まで |
| 二 支出科目等 | 令和七年度 一般会計 教育費 学校教育費  |
| 令和八年度   | 債務負担行為                |

